

三番瀬再生計画（事業計画）の策定にあたっての進め方（案）

平成18年1月20日
千葉県

1 背景

三番瀬再生計画は、基本計画と事業計画から構成され、基本計画については、三番瀬再生会議からの答申を受け、パブリックコメントを終えており、県議会での議論を踏まえて、確定することとしています。

次の作業として、事業計画の策定があることから、以下のような進め方を検討しております。

2 事業計画の位置付け（別紙1 再生計画の構成）

- (1) 基本計画については、長期計画的なもので、10～20年毎に見直すこととします。
- (2) 一方、事業計画については、基本計画に基づき、再生に向けた施策を具体的に明らかにするものであり、計画期間を概ね5年単位として策定します。

3 第1次事業計画の策定にあたっての基本的な姿勢

- (1) 事業計画は、三番瀬の再生に向けた事業の概要を示すものであり、再生への具体的な取り組みを開始する第一歩と位置付けます。
- (2) 三番瀬の再生にあたっては、息の長い取り組みが必要であり、慎重に検討を加えながら、取り組めるものから着実に進めていきます。
なお、この5年以内であっても、事業内容の変更等があれば、事業計画に追加・変更をしていくなど、柔軟に対応します。
- (3) 基本計画で定める次の5つの目標に基づき、三番瀬の自然環境の保全と地域住民が親しめる海の再生を目指します。
 - ア 生物多様性の回復
 - イ 海と陸との連続性の回復
 - ウ 環境の持続性及び回復力の確保
 - エ 漁場の生産力の回復
 - オ 人と自然とのふれあいの確保
- (4) 円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえながら、緊急性や優先度の高い事業などからとりまとめます。
- (5) 事業の成果等が県民に見えるもの、県民の利用に供されるもの、再生へのシンボル・試みとなるものや、再生へ向け県民やNPOの参加を促進するものについても、とりあげていきます。

4 第1次事業計画の構成等

- (1) 基本計画で示した施策(12の施策)毎にとりまとめ、全体事業計画とします。(別紙2 事業計画の構成イメージ)
- (2) 事業計画書の記載イメージ(別紙3 事業計画書記載イメージ)
各施策を構成する個別事業として、この5年間の取り組み内容を記載します。
なお、長期的事業については、次期5ヶ年に向けてステップアップできるような情報収集などの取り組みをするとともに、事業主体について検討を要するものについては、事業の熟度を踏まえ、必要な協議・調整が整ったものを記載します。

5 円卓会議案の中のアクションプランにおいて提案された事業等(以下、個別事業という、合計で約120ある)の整理の考え方

- (1) 提案された個別事業を同時期に全て実施することは財政面からも困難なため、上記3の考え方に立ち、各事業を次の分類に整理します。
なお、提案以外の再生事業についても、検討を行います。
 - ア 継続的事业
現在、事業実施中で、継続(強化)して事業を実施する。
 - イ 緊急事業、早期に着手する事業
5年以内に事業に着手するよう努める。
 - ウ 中期的事業
5年間は、事業化に向けて必要な調査・検討等を行う。
5~10年後に事業に着手するよう努める。
 - エ 長期的事業
5年間は、次期5か年のステップアップに向けて、情報収集等を行う。(短期的取り組みが困難)
(別紙4 個別事業の時間軸の整理イメージ)
(別紙5 主な事業の取組イメージ素案)
(別紙6 個別事業一覧)

6 事業計画確定までの流れ

再生会議へ事業計画(案)を諮問し、答申をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、県議会の議論を経て確定します。